

税務課からお知らせ

あなたの資産の確認を!! 固定資産の縦覧ができます。

納税者が他の土地や家屋の価格との比較を通じて、自己の資産の評価が適切かどうかを判断できるようにするため、縦覧期間内に限り南部町内の土地や家屋の所在、評価額等を記載した「縦覧帳簿(所有者の記載はありません)」を無料でご覧いただけます。

＝縦覧期間および時間＝

平成17年4月1日から平成17年5月31日まで(ただし、土・日曜日祝祭日の閉庁日を除く)

午前8時30分から午後5時まで

＝縦覧場所＝

南部町役場 法勝寺庁舎 税務課窓口

＝縦覧できる方＝

南部町内に資産を所有している納税者とその代理人(代理人の場合、委任状が必要です。)

縦覧の際には、運転免許証など納税者本人であることが確認できるものを提示してもらう場合があります。

「固定資産課税台帳」は自己の資産に限り一年中閲覧できますが(閲覧手数料200円)、縦覧期間中は無料で閲覧できます。

＝問い合わせ先＝

税務課 電話 66-4802

軽自動車税の減免について

身体又は、精神に障害がある方やその家族で一定の要件に該当する場合は、軽自動車税の減免をしますので、期日までに申請してください。

＝申請期間＝

平成17年4月1日(金)から平成17年4月26日(火)まで

＝申請場所＝

法勝寺庁舎 税務課

天萬庁舎 町民生活課

＝申請に必要なもの＝

1) 身体障害者手帳 2) 運転免許証 3) 印鑑 4) 車検証

身体障害のある方が運転する場合

| 障害の区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|--------|----|----|----|----|----|----|
| 視覚障害 | | | | | | |
| 聴覚障害 | | | | | | |
| 平衡機能障害 | | | | | | |
| 音声機能障害 | | | | | | |
| 上肢不自由 | | | | | | |
| 下肢不自由 | | | | | | |
| 体幹不自由 | | | | | | |

生計を一にする方が運転する場合

| 障害の区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|--------|----|----|----|----|----|----|
| 視覚障害 | | | | | | |
| 聴覚障害 | | | | | | |
| 平衡機能障害 | | | | | | |
| 上肢不自由 | | | | | | |
| 下肢不自由 | | | | | | |
| 体幹不自由 | | | | | | |

印に該当する場合は、減免になります。

上記にある項目以外に、身体に障害があり障害者手帳の交付を受けておられる方、及び生計を一にする方は役場税務課までご連絡ください。

電話 66-4802